

我孫子市病児保育事業及び子育て援助活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

我孫子市病児保育事業及び子育て援助活動支援事業補助金交付要綱（令和2年告示第271号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
附 則				附 則			
<u>（施行期日）</u>							
1 この告示は、公示の日から施行し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る事業は、令和2年4月1日以後に購入し、又は実施したものに係る経費から適用する。				この告示は、公示の日から施行し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る事業は、令和2年4月1日以後に購入し、又は実施したものに係る経費から適用する。			
<u>（失効）</u>							
2 <u>この告示は、令和4年3月31日に限り、その効力を失う。</u>							
<u>（経過措置）</u>							
3 <u>前項の規定にかかわらず、この告示の失効前に補助金の申請をした者については、この告示の規定は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。</u>							
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
補助事業	補助対象者	補助対象経費	補助限度額	補助事業	補助対象者	補助対象経費	補助限度額
新型コロナウイルス	病児保育	1 研修費、事業に従事す	1 か所に	新型コロナウイルス	病児保育		1 か所に

新型コロナウイルス感染症対策支援事業	事業者 ファーマーセンター事業者	る者（以下「職員」という。）に対する手当その他の職員が新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施するために必要な経費	つき 30万 円
		子ども用マスク、消毒液等の購入、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発等新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために必要な経費	1事業者につき 30万円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る事業	事業者 ファーマーセンター事業者	子ども用マスク、消毒液等の購入、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発等新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために必要な経費	つき 50万 円
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る事業	ファーマーセンター事業者	子ども用マスク、消毒液等の購入、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発等新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために必要な経費	つき 50万 円
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る事業	ファーマーセンター事業者	子ども用マスク、消毒液等の購入、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発等新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために必要な経費	つき 50万 円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る事業	ファーマーセンター事業者	子ども用マスク、消毒液等の購入、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発等新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために必要な経費	つき 50万 円
--------------------------	--------------	--	----------------

ナウ イル ス感 染症 対策 臨時 休業 時利 用支 援事 業	サ ー ポ ー ト セ ン タ ー 事 業 者	ルス感染症対 策に伴う小学 校の臨時休業 等によりファ ミリーサポー トセンター事 業を利用する 場合において、 ファミリーサ ポートセンタ ー事業者が、提 供会員の請求 に基づき、利用 会員に代わり 報酬に相当す る額を提供会 員に支払う場 合における当 該報酬に相当 する額	1 人 につ き日 額 6,400 円（利 用時 間 1 時間 当た り 800 円を 上限 とす る。）
新 型 コ ロ ナ ウ イル ス の 感 染 拡 大 防 止 対 策	病 児 保 育 事 業 を 行 う 者 フ ァ ミ リ ー サ ー ポ ー	1 マスク、消 毒液その他 の衛生用品 又は感染防 止のための 備品の購入、 事業所等の 消毒、感染症 予防の広	1 か 所に つき 50 万 円 1 事 業者 につ き 5 0

事業 (緊急 包括 支援 事業 分)	トセ ンタ 一 事 業 者	報・啓発等新 型コロナウ イルス感染 症の感染拡 大防止を図 るために必 要な経費(新 型コロナウ イルス感染 症の感染拡 大防止を図 る事業に対 する補助金 の補助対象 経費となっ た経費を除 く。) 2 研修費、事 業に従事す る者(以下 「職員」とい う。)に対す る手当その 他の職員が 新型コロナ ウイルス感 染症対策の 徹底を図り ながら事業	万 円

備考 略	<table border="1"><tr><td data-bbox="844 224 936 470"></td><td data-bbox="936 224 1031 470"></td><td data-bbox="1031 224 1278 470">を継続的に 実施するた めに必要な 経費</td><td data-bbox="1278 224 1390 470"></td></tr></table>			を継続的に 実施するた めに必要な 経費		備考 略
		を継続的に 実施するた めに必要な 経費				

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。